

2022(令和 4)年度自治体政策予算要請に対する回答

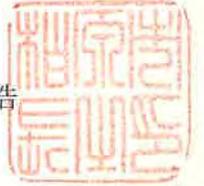
柏 原 市

柏 企 第 1 号

令和4年1月12日

日本労働組合総連合会大阪府連合会
会 長 田 中 宏 和 様
河 内 地 域 協 議 会
議 長 鳥 井 一 雄 様
八 尾 柏 原 地 区 協 議 会
議 長 谷 定 義 様

柏原市長 富宅 正浩



「2022(令和4)年度自治体政策予算」に対する要請について (回答)

寒冷の候、貴団体におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、2021年10月5日付けで要請のありました、標記の件について、別紙のとおり回答
します。

2022（令和4）年度 政策・制度予算要請 [(★) 重点項目]

1. 雇用・労働・ワーク・ライフ・バランス施策【8項目】

(1) 就労支援施策の強化について

<継続>

①「大阪就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」の機能強化について

「大阪就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」で策定された事業計画について、コロナ禍の制限による影響で、市町村事業の取り組みが十分に行われたかどうかを検証するとともに、令和3年度実績で達成されなかった事業については取り組みを強化し、就職氷河期世代の実態やニーズに沿った支援となるよう事業を充実させること。加えて、当事者に寄り添った「オンライン相談サービス」や「職業紹介サービス」を展開するなど、職業能力開発や就労、社会とのつながりを持つことに関する情報提供や啓発を強化すること。

回答：産業振興課

コロナ禍における市町村事業の取り組みについて検証し、ジョブマッチングフェアや就職フェアかしわら・やお等の就職フェアの実施や生活困窮者自立支援制度と地域就労支援事業との連携で就職氷河期世代の実態やニーズに沿った支援となるよう取り組みます。

また、職業能力開発や就労、社会とのつながりを持つことに関する情報提供や啓発に努めてまいります。

<継続>

②地域就労支援事業の強化について

府の主導により「地域労働ネットワーク」の活動を活性化させ、コロナ禍において特に影響を受ける就職困難層に寄り添った手厚い事業が展開されるよう、取り組みを強化すること。また、地域で働く女性の後押しができるような施策を講じるとともに、特に、ひとり親家庭への支援事業の拡充や職業能力開発支援など、総合的な施策を強化させること。

回答：産業振興課

コロナ禍における労働環境の悪化に対し、他市町村の取り組みの好事例の把握に努め、雇用創出・確保に向けた取り組みを検討してまいります。

また、中河内地域労働ネットワーク事業でもあるジョブマッチングフェアや就職フェアやお・かしわら等の就職フェアを実施し、雇用創出や確保、維持に向けて取り組む他、地域で働く女性の後押しに繋がるような施策やひとり親家庭への支援事業等、総合的な施策の強化に努めてまいります。

<継続>

③障がい者雇用の支援強化について

本年3月より法定雇用率が引き上げられ、対象となる事業主の範囲が「常用労働者43.5人以上」に広がり、確実な対応が求められている。法定雇用率達成に向けた施策の具現化

と併せて、本人の意思を尊重した合理的配慮や相談体制を充実させる施策を進めること。また、中小企業における障がい者雇用の推進のため、特に障がい者の受入実績がない「雇用ゼロ企業」に対する雇用前後の支援を強化すること。また、製造業など業務内容により、障がい者を雇用し難い中小企業も多くある。奨励金として支援を実施している市町村もあるが、安心・安全な職場環境・受入準備のためのさらなる支援を実施すること。

回答：産業振興課

ハローワークや商工会等と連携しながら、障がい者雇用の推進に努めるとともに「障がい者雇用を考える集い」等の実施により、企業における職場環境や受入準備等についての啓発を行い障がい者雇用の促進を図ってまいります。

<継続>

(2)男女共同参画社会の推進に向けて

2021年3月に策定された「おおさか男女共同参画プラン（2021-2025）」に盛り込まれた各種施策が着実に実施されるよう、市町村庁内の関係部門が連携した取り組みを行うこと。特に、市民に対し、本プランをアピールするためのリーフレットの作成やホームページ、SNSなどでの情報発信を行い、大阪府の男女共同参画社会実現に向けた方針の理解促進に努めること。

回答：産業振興課・人権推進課

「かしわら男女共同参画プラン」において、重点項目を設定し庁内各課と連携して計画の実行的な推進に取り組んでおります。

また、本市が実施すべき施策の基本的な方向や内容をウェブサイトで公開しており、今後もより一層効果的な周知・啓発を図り、さらなる男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを進めてまいります。

(3)労働法制の周知・徹底と法令遵守・労働相談機能の強化について

<継続>

①「同一労働同一賃金」と「パワハラ防止義務」の周知・徹底について

働き方改革関連法に関して、本年4月より「同一労働同一賃金」が中小企業にも適用され、「パワハラ防止法」についても努力義務期間を設けたうえで、2022年4月から防止措置が義務化される。中小企業は労務管理が脆弱なこともあり、支援体制を充実・強化すること。

回答：産業振興課

柏原市事業所情報サイト「柏原・まち・ひと・しごと net」において積極的に周知を図り、ハローワークや商工会と連携し、支援体制の充実・強化に努めてまいります。

<新規>

②事業場のメンタルヘルス対策について

厚生労働省の「労働者の心の健康の保持増進のための指針」に従って「心の健康づくり

計画」の策定が義務付けられていることから、企業に対してのメンタルヘルス対策を推進、啓発していくこと。また、各市町村においてもメンタルヘルス対策を推進していくこと。

回答：健康づくり課

当市においては市内企業に対して、スマートフォンなどでストレス・落ち込み度がチェックできるメンタルチェックシステム「こころの体温計」の利用や悩みを抱えておられる方の相談窓口をリーフレット等で周知しており、今後もメンタルヘルス対策の周知啓発に努めてまいります。

<継続>

③外国人労働者が安心して働くための環境整備について

生活するうえで必要な日本語のみならず、働くうえで必要となる基本的な日本語能力を身につけるため、外国人労働者に学習の場の提供や、既に学習支援を実施するNPO・NGOなどと連携し、事業を委託するなど予算を検討すること。加えて、外国人技能実習生や特定技能実習生の受け入れ企業に労働法令等を順守させるとともに、労働や生活に関する相談機能を強化すること。さらに、新型コロナウイルス感染症に係る情報提供については、分かりやすい日本語を始めとする多言語による最新の情報提供に努めること。

回答：産業振興課

外国人労働者が基本的な日本語能力を身につけるための事業を検討し、大阪労働局等が発行する多言語対応の外国人労働者向けパンフレットを広く配架するとともに、外国人労働者が安心して働けるよう、きめ細かい相談対応に努めてまいります。

<継続>

(4) 治療と職業生活の両立に向けて

新型コロナウイルスによる重症化リスクが高いとされる基礎疾患を抱えながら働く者への配慮を含め、治療が必要な疾病を抱える労働者が業務によって悪化させること等がないよう、また、離職することなく安心して働きながら治療することができるよう関係機関と連携し、相談窓口や治療と仕事の両立支援に関する施策を広く市民に周知すること。加えて、テレワークの普及等による新たな働き方にも対応した両立支援が実施されるよう検討すること。

回答：産業振興課

ロールモデルとなる他自治体の事例把握に努め、課題認識を深めるとともに、周知についても強化し、新たな働き方にも対応した両立支援が実施されるよう検討してまいります。

2. 経済・産業・中小企業施策【8項目】

(1) 中小企業・地場産業の支援について

<継続>

①ものづくり産業の育成強化について

ものづくり企業の従業員やOB人材を改善運動のインストラクターとして養成するとと

もに、「改善インストラクター養成スクール」の開設に向けて関係部局と連携した支援を創設・拡充し、ものづくり産業の維持・強化に努めること。

回答：産業振興課

改善インストラクター養成スクールの情報収集に努め、開設の可否を検討してまいります。

<継続>

②若者の技能五輪への挑戦支援について

中高生からものづくりに関心が持てるような機会を与えるとともに、中小企業で働く若者が技能五輪に挑戦できるよう、当事者に対する支援を充実させること。加えて、技能五輪地方予選大会・全国大会・国際大会に選手を輩出させる中小企業に対して、直接的な助成を行うこと。

回答：産業振興課

優れた技能や技術を有する市内企業に対して、大阪府の「ものづくり優良企業賞」の制度を紹介するなど、顕彰と販路の拡大を支援します。

また、事業主に対しては、各種補助金の案内を適切に行えるよう情報発信に努めてまいります。

<継続>

③中小・地場企業への融資制度の拡充について

コロナ禍による中小・地場企業の経営実態を見極め、中長期にわたる安定的な融資・保証制度を確実に実行するとともに、煩雑な手続きにならないよう、利用者の視点で迅速かつ効果的な制度を実施すること。さらに、極めて厳しい状況にある中小企業に対しては、給付型の支援や融資枠を拡大するなど資金繰り支援策を検討し、予算措置を大阪府に求めること。

回答：産業振興課

企業に対する融資制度については、大阪府の制度融資やコロナ禍における緊急融資制度等を市ウェブサイトや広報誌などを通じて適切に周知してまいります。

また、融資に係る認定証発行に際しては、必要最低限の事務日数とし、迅速な処理を心がけます。

なお、本市では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、国の月次支援金または持続化補助金・ものづくり補助金・IT導入補助金の低感染リスク型ビジネス枠の給付要件を満たし、給付の決定を受けた事業者に対して「柏原市月次支援金等受給者応援金」を交付しており、事業者支援に努めてまいります。

<継続>

④事業継続計画（BCP）策定率の向上に向けて

帝国データバンク大阪支社の本年5月調査によると、大阪府のBCP策定割合は、16.1%と昨年より0.8ポイント上回ったものの、全国水準（17.6%）よりも低く、企業規模別で

見ると、近畿では大企業と中小企業の差が2倍以上となっている。各地で頻繁に起こる自然災害や感染症の拡大により、策定の意向は高まっているものの、引き続き、「BCP策定大阪府スタイル」の積極的な啓発活動に取り組むとともに、策定のスキルやノウハウ、メリットを広く周知し、策定率を向上させること。また、BCP策定に優遇措置を与えるなど、策定率向上に向けた対策を講じること。

回答：産業振興課

令和2年11月に柏原市商工会と柏原市による「事業継続力強化支援計画に係る認定申請書」の提出が大阪府に対して行われ、市内商工業事業者の基本的な災害リスクへの対策が策定されたところです。今後は柏原市商工会との連携の中でBCPの策定支援セミナーの開催や啓発活動への取り組みなどを行い、災害対応力を高めてまいります。

<継続>

(2) 取引の適正化の実現及び相談体制の強化に向けて (★)

サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な分配の実現に向けて、「働き方」も含めた取引の適正化、下請法等関係法令の強化とその遵守の徹底、大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への「しわ寄せ」防止のための総合対策の着実な実行など、関係機関と連携した指導・監視の強化を徹底するとともに、コロナ禍が長期化することを踏まえた相談体制の充実と対面以外での体制を構築すること。

回答：産業振興課

当市には、製造事業に携わる事業者が多数存在しており、特に中小零細企業の割合が高くなっています。中小企業労働者の労働条件の改善には、公正な取引関係の維持構築が不可欠であり、そのためには、下請け二法や下請けガイドラインの遵守を周知徹底し、下請取引適正化推進の啓発等、監督省庁等との連携を図ってまいります。

<継続>

(3) 公契約条例の制定について【総合評価制度導入市町村】

公契約のもとで働くすべての人の雇用・労働条件を守り、住民がより良い公共サービスを受けられるよう、公契約条例を制定し、公契約の適正化を推進すること。

(当市では、現在総合評価制度を導入しておりません。)

(4) 「中小企業振興基本条例」の制定促進に向けて【条例未制定市町村】

大阪の経済活性化の担い手として重要な役割を果たす中小企業等の振興をめざす「中小企業振興基本条例」の制定促進に向けた環境整備を進めるとともに、条例において地域における労働団体の役割・責任を明確にすること。

回答：産業振興課

大阪府の中小企業振興基本条例を参考とし、制定の可否を検討してまいります。

<継続>

(5) 地域活性化に向けたふるさと納税の活用について

ふるさと納税は、地域の活性化に向けたさまざまな政策を実現する手段として重要な役割を果たす制度であることから、より一層のアピールを強化するとともに、使途の分野については、各市町村の地域活性化に資する運用となるよう適切な制度活用を促進すること。

回答：企画調整課

ふるさと納税につきましては、寄附金の獲得に向けて各ポータルサイト等においてアピールを行っております。

また、使途につきましては、各寄附時に指定された分野の事業に充当し、適切に活用しております。

3. 福祉・医療・子育て支援施策【15項目】

<継続>

(1) 地域包括ケアの推進について (★)

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう地域包括ケアの推進に向け、質・量ともに十分な介護サービスの提供体制を整備するとともに、地域包括ケアの整備推進に対し、利用者、医療保険者、被保険者の声が反映できる仕組みと、市町村が個別に抱える課題に対して必要な支援を大阪府に求めること。加えて、新たに策定された「大阪府高齢者計画2021」の推進へ向け広く市民に示すとともに地域包括ケアに関する情報を積極的に周知すること。

回答：高齢介護課

地域住民、医療・介護関係者等の声を聞く仕組みをつくり、地域包括ケアシステムの推進・深化を図るための情報発信に努めてまいります。

また、必要に応じて、大阪府に支援を求めています。

<継続>

(2) 予防医療及び健康づくりのさらなる推進について

市民の特定健診や、乳がん検診、子宮頸がん検診等の受診率向上と早期発見のためにも、若年世代から毎年受診できるよう制度改定すること。また、AYA 世代におけるがん検診の積極的な受診を促すための取り組みを強化すること。加えて現在進められている「第3期大阪府がん対策推進計画」の推進に向け市町村としての取り組みを強化すること。進捗状況についての検証を行うこと。さらに、大阪府が実践的に取り組む「健活10」や「大阪版健康マイレージ事業“おおさか健活マイレージアスマイル”」等を市民により広くPRする取り組みを行うこと。

回答：健康づくり課

国民健康保険における特定健診やがん検診等は、法律や国の指針に基いた対象年齢、受診間隔で実施しております。若年者に対しては、リーフレット等での周知により受診率向上を図っており、胃がん検診や乳がん検診については30歳以上から受

診していただいております。

また、大阪府が推進している健康アプリ「アスマイル」については、当市におきましても健康づくり課と保険年金課が連携し、チラシの配布や健康教室での案内など、普及啓発活動を実施しております。今後も引き続き普及啓発に努め、できるだけ多くの方に健康づくりに取り組んでいただけるよう取組を進めてまいります。

(3) 医療提供体制の整備に向けて (★)

< 継続 >

① 医療人材の勤務環境と処遇改善について

医療現場の実態を把握し、労働環境の改善とワーク・ライフ・バランスや勤務間インターバルの確保等、医療現場で働く労働者の健康に対する配慮を強化すること。また、2024年度の医師の労働時間上限規制への整備と同時に、看護師の労働条件についても整備を進めること。安全で質の高い医療・看護を提供するとともに緊急事態を想定した医療人材の確保へ向けて、処遇や勤務環境の改善、キャリアアップが可能な仕組みの確立、専門性の向上を図る研修機会の拡充を積極的に実施すること。さらには、潜在医療従事者が大規模災害など緊急時に復職できる仕組みや、新型コロナウイルス感染症の患者対応やワクチン接種への従事などをきっかけに一時的に復職した者が希望すれば本格的に復職できる仕組みを医療機関と連携し構築すること。

回答：人事課・医事総務課

市立柏原病院では、従来から医療の安全確保のために医療機関における労働環境の改善とワーク・ライフ・バランスや勤務間インターバルの確保等、医療現場で働く労働者の健康に対する配慮に努めており、今後も引き続き労働環境の整備に努めてまいります。

< 継続 >

② 医師の偏在解消と地域医療体制の向上に向けた取り組みについて

地域や診療科ごとの医師の偏在を解消するため、出産や育児を理由に離職した女性医師の復職支援研修など効果的な施策を実施すること。特に、救急科や産科、小児科等医師不足が懸念される診療科の医師の確保に取り組むこと。加えて、医療分野における地域間格差の解消へ向け地域の医療ニーズや人口構造の変化二次医療圏内で医療需要の増加が見込まれる病床機能の確保など地域の実態を検証し、効果的な医療提供体制を構築するとともに、高度な医療機器については医療機関間の共同利用をさらに促進すること。

回答：人事課・医事総務課

市立柏原病院は平成 30 年 6 月に大阪市立大学附属病院との間に医療機能連携協定を締結しています。これにより安定した医師の確保や疾病の種類や重症度に応じた医療の連携が可能となっており、地域ニーズに応えることが出来る効果的・効率的な医療の提供を実施しています。

(4) 介護サービスの提供体制の充実に向けて (★)

< 継続 >

①介護労働者の処遇改善と職場定着に向けて

介護労働者の確保と定着、離職防止のために、処遇改善施策および潜在介護職員の復職支援研修や介護士をめざす人材への介護資格取得のための奨学金補助や住居費、介護実習費の支援を拡大すること。さらには、サービス提供責任者をはじめとする介護労働者に対する能力開発プログラムの拡充や定期的な受講を義務付けるとともに、事業所による受講促進にかかる取り組みを評価する等、キャリアアップの仕組みへの整備を支援すること。また、介護職場における労働環境の改善へ向けて見守りシステムなどのIT導入にかかる費用に対する補助を行うとともに、介護業界と連携しイメージアップへ向けた取り組みを行うこと。

回答：高齢介護課・福祉指導監査課

介護人材の確保・定着のため、適切な処遇改善が図られるよう、介護職員の「処遇改善加算・特定処遇改善加算」の制度を周知し、計画書、実績報告書で確認を行っています。

<継続>

②地域包括支援センターの充実と周知徹底について

地域包括支援センターが地域のニーズに則した、身近な範囲で一定の水準を確保した実効性ある機能を発揮できるよう取り組むこと。また、家族の介護や家事に追われ十分な学校生活を送ることができないヤングケアラーを確実に支援するため、地域包括支援センターを拠点として福祉、介護、医療、教育等の様々な機関と連携し、早期発見が可能な仕組みを構築するとともに、相談体制を強化すること。さらには、労働者の介護離職を防ぐためにも、家族等が介護をしながら働き続けることをサポートする機能や役割を地域包括支援センターが持つことについて、地域住民に認識してもらえよう、周知・広報等に取り組むこと。

回答：高齢介護課

地域包括支援センターが必要に応じて、市役所や社会福祉協議会等の他機関と連携を図るよう関係を強化し、案件を関係者間で情報共有・早期発見に努めてまいります。

また、出前講座の実施等の方法で介護離職防止など地域住民への周知広報に努めてまいります。

(5)子ども・子育て施策の着実な実施に向けて (★)

<継続>

①待機児童の早期解消に向けて

保護者の意向や状況を把握するとともに、潜在的な待機児童の把握と事業所内保育、家庭的保育や小規模保育等の整備・充実をはかること。また、整備の際には保育が適正に行われるよう、認可保育施設との連携等を行うこと。加えて、待機児童の減少へ向けた必要な取り組みの支援を大阪府に求めること。さらには、障がいのある児童の受入や、兄弟姉妹の同一保育施設への入所など保育の質を向上させること。

回答：こども施設課

当市では、認定こども園や小規模保育事業所の整備、特にニーズの高い低年齢児入所枠の拡大に努めた結果、令和元年度から3年連続で年度当初の待機児童ゼロを達成しております。また、支援が必要な児童の受入れに努めると共に、可能な限り兄弟姉妹が同一施設に入所できるよう利用調整を行っています。

引き続き、保育ニーズを的確に把握し、子ども・子育て支援事業計画に則した取り組みを進めてまいります。

<継続>

②保育士等の確保と処遇改善に向けて

子どもが心身ともに健やかに成長するために必要な保育や幼児教育の質の確保のため、保育士、幼稚園教諭、放課後児童支援員等の労働条件と職場環境の改善を行うこと。このことにより、定着率を上げる（離職率を下げる）ために、正規・常勤での雇用、給与水準の確保、適正な配置、研修機会の確保等を行うこと。また、保育士の確保へ向けた独自の助成金の創設や、離職した潜在保育士が復職するための働き方を含めた環境整備などの支援を強化すること。加えて「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」の実施へ向け取り組むこと。

回答：こども施設課・子育て支援課

当市の保育施設では、公立民間とも国基準に基づいた保育士配置を遵守したうえで、必要に応じて加配保育士やフリー保育士、保育補助員等を配置するなど、可能な限り働きやすい職場環境づくりに努めるとともに、研修機会も確保し保育の質の向上に取り組んでいます。また、令和2年度から、民間保育園を対象に、保育士確保に関する市独自の補助金を創設し、保育士の定着率向上に努めているところです。

放課後児童支援員につきましては、定期的な研修を実施すると共に、会計年度任用職員制度の開始に合わせて給与改定や労働条件の見直しを行い、支援員の確保に努めています。「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」の実施につきましては、更なる改善策として、今後検討してまいります。

<継続>

③地域子ども・子育て支援事業の充実に向けて

保護者の負担軽減に資するよう、病児・病後児保育、延長保育、夜間保育、休日保育等、多様なサービスの拡充のための財政支援を行うこと。また、病児・病後児保育を利用しようとする保護者がネットによる空き状況の確認や予約が可能なシステムを整備すること。加えて保護者の意向や状況の把握、多様な保育サービスが実施できる施設の拡大に伴う保育士、看護師の確保の支援を行うこと。

回答：子育て支援課

地域子ども・子育て支援事業の実施については、子ども・子育て支援交付金を活用し、各事業に対する財政支援を行っています。

病児・病後児保育利用におけるシステム整備につきましては、システムを導入している自治体の状況や、市内におけるサービスの利用状況を踏まえ、検討してまい

ります。

また、第2期子ども・子育て支援事業計画では、策定の際に実施した子育て世帯に対するニーズ調査を踏まえて令和6年度までの各事業の提供量を設定しておりますので、この計画に則して、引き続き住民ニーズを的確に把握し、支援を進めてまいります。

<継続>

④企業主導型保育施設の適切な運営支援について

企業主導型保育施設については、子どもの育ちと安全を保障するため、認定・指導・監査等市町村による関与を行うことが必要である。また、認可施設への移行を強力に進め、保育の質を確保するとともに、企業主導型保育事業における地域貢献の理念を徹底すること等について、現在策定されている計画に基づき、速やかに進めると同時に、事業者や保護者の声を聞く等、新たな課題等が抽出できる仕組みを構築すること。

回答：こども施設課

当市内には企業主導型保育施設はありませんが、今後、設置意向の事業所が出てきた場合、子ども・子育て支援事業計画に基づき適切に対応したいと考えております。

<継続>

⑤子どもの貧困対策と居場所支援について

「第2次大阪府子ども貧困対策計画」の推進に向け市（町村）における取り組みを強化すること。困窮家庭における相談窓口を一本化することにより必要な支援が確実に享受できる体制の構築を推進するとともに、就労しているひとり親家庭への支援が確実に届くよう、土日祝や夜間における相談体制を充実させること。さらには、行政手続きの簡素化をおこなうこと。また、NPO、民間団体、個人が運営する「子ども食堂」は、食の提供だけに留まらず、「子どもの居場所」として、地域との繋がりを深める重要な拠点であることから、「子ども食堂」への支援を強力に行うこと。また、「子ども食堂」、教育機関、民間企業などが連携したネットワークの構築へ向けた取り組みを行うこと。

回答：子育て支援課・福祉総務課

当市では、第2期柏原市子ども・子育て支援事業計画において「子どもの貧困対策の推進」を掲げており、関係部局間の連携を図りながら、「教育の支援」、「生活の支援」、「保護者に対する就労の支援」、「経済的支援」のそれぞれの側面から、総合的かつ効果的な施策の取組を進めており、大阪府とも連携しながら、子どもの貧困対策に取り組んでまいります。

また、令和2年度に開始した「社会的居場所づくり事業補助金」を通じて、「子ども食堂」などの子どもの居場所づくりに取り組む民間団体や市民団体を引き続き支援するとともに、関係部局が連携して取り組む「子どもの豊かな未来を考えるプロジェクト」におきまして、社会福祉法人などの福祉団体が参加することを検討してまいります。

<継続>

⑥子どもの虐待防止対策について

児童虐待相談件数が増加していることから、市民に対する「児童虐待防止法」の周知や国民の通告義務、児童虐待防止を呼び掛ける「オレンジリボン運動」について、現在実施している啓発活動を拡大し、あらたな未然防止策を講じること。また、増加する相談業務に適切に対応するため、児童福祉司、児童心理司、相談員を増員し、児童虐待の予防的な取り組みや介入の徹底など児童相談所の機能を強化するとともに、相談業務を担う職員の専門性を高める研修等を実施すること。加えて、虐待の早期発見を図るとともに、新型コロナウイルス感染拡大の影響により在宅時間が増えることによる虐待事案も見られることから、学校との連携を強化し、早期発見による未然防止に努めること。

回答：こども家庭安心課

児童虐待防止の啓発活動については、リーフレットの配布、ポスターの掲示、子育て情報誌・広報誌への掲載等を通して広く啓発を行っています。

また、児童虐待の早期発見・未然防止を図るため、柏原市要保護児童対策地域協議会の調整機関である子ども家庭総合支援拠点を中心となり、子育て世代包括支援センター、教育委員会、各学校・保育所等の関係機関との連携を強化し、常に情報共有を行いながら、児童虐待の予防から虐待事案への早期対応と一貫した取組みを進めてまいります。

<新規>

⑦児童虐待の早期発見と児童の保護について

児童虐待とDV(ドメスティックバイオレンス)の問題は密接にかかわっていると考える。コロナ禍でDV問題がより深刻化されている中、市町村において、より充実した相談体制の確立とDVを担当する部署と児童虐待を担当する部署の密接な協力・情報の共有を行うこと。また、「子育て短期支援事業」において、市町村が児童を里親等に直接委託し、必要な保護を行うことができるようになってきている。現在、児童保護施設がひっ迫状態にある中、その他の受け皿である里親数も足りていない状況である。市町村は児童相談所に依存することなく、受け皿確保のための必要な取組みを早期に実施すること。

回答：こども家庭安心課

相談体制をより充実させるために、子ども家庭総合支援拠点に心理士を配置し、保護者の病気や精神状態への理解と、より専門的な支援ができる体制となっています。また、柏原市要保護児童対策地域協議会を中心に児童虐待防止のための取組みを推進しており、必要に応じてDV相談担当部署をはじめとする関連部署との情報共有を実施しています。

また、里親の理解促進のため、中河内地域で開催される里親シンポジウム地域集会に参加し、里親への理解促進に努めております。今後におきましても、効果的な取組みを検討し進めてまいります。

<継続>

⑧小児科専門の救急病院の増設と診療時間の拡大について

大阪府域には小児科専門の救急病院が少なく、特に、休日・夜間の対応になるとその数はより少なくなる。休日・夜間急病診療所の増設や診療時間の延長など、子供の救急医療体

制を整えること。

回答：健康づくり課

小児科の休日診療については、土曜日、日曜日の午前中の診療を実施しています。また夜間の対応については、中河内医療圏内の病院が輪番制で実施している夜間の小児初期救急に平成 31 年 1 月から参加しており、地域の政策医療の一端を担っています。

<新規>

(6) 自殺念慮者に対する相談体制の強化について

新型コロナウイルス感染症が広がったこの一年半で自殺者が増加している。また、失業率と自殺者数は相関関係にあるとされ、コロナ禍の終息が見えない現状においては、さらに増加が懸念される。相談員の増員や研修制度の充実に加え、SNS などによる相談しやすい体制を早期に確立し、自殺者撲滅に向けた相談体制を強化すること。また、相談者が抱える個々の事情により沿った支援を行うために、NPO などの民間団体と連携するとともに、取り組みに対する支援を行うこと。

回答：健康づくり課

本市では、自殺予防のゲートキーパー研修等を数多く実施している民間団体と連携し、学校現場で従事する教職員や関西女子短期大学の学生を対象にゲートキーパー養成講座を実施し、人材の育成及びスキルアップを図っております。

また、心理士による「こころの相談」（対面）を2か月に1回、保健師による「こころとからだの相談」（電話・対面・メール）を随時実施しており、引き続き自殺者撲滅に向けた取り組みを行ってまいります。

4. 教育・人権・行財政改革施策【8項目】

<継続>

(1) 指導体制を強化した教育の確保と充実について（★）

少人数学級による子どもの学びの質を高めるために教員や支援員の確保と同時に教員の長時間労働を是正するための客観的な勤務時間管理を行い、「在校等時間の上限（月 45 時間、年 360 時間）」を遵守すること。また、教職員の欠員対策については、代替者が確実に確保できるよう、21 年度から試験的に実施している事前任用を中学校等へも広げるなど、課題解決をはかるとともに、子どもの虐待や自死など課題が深刻化している状況をふまえ、すべての学校にスクールカウンセラー（SC）及びスクールソーシャルワーカー（SSW）を早期に配置すること。

回答：学務課・指導課

教職員の長時間労働については、勤怠管理システムにより、教育委員会で勤務状況を把握し、必要に応じて校長のヒアリングを行い、教職員の長時間労働の是正を行っています。時間外勤務時間軽減方策として、夏季休業中に3日間の一斉閉庁日を実施、週1回の一斉退庁日の設定の他、「柏原市立中学校の部活動の在り方に関する方針」を変更し、平日週1回、週末1回の休みを確保する体制を整えています。

事前任用については、市としてもその拡大と継続を府へ要望しています。
また、スクールカウンセラーは全ての学校に既に配置し、スクールソーシャルワーカーは、拠点校に配置しており、全校に派遣が可能となっています。

<継続>

(2) 奨学金制度の改善について (★)

給付型奨学金制度のさらなる対象者や支給金額の拡充を国に対して求めること。また、従来からの支援制度のみならず、地元企業に就職した場合の奨学金返済支援制度の創設を検討するなど、新たに市町村独自の返済支援制度を検討すること。さらには、コロナ禍によって返済が困難な労働者に対する返済猶予措置を講ずること。

回答：指導課

柏原市奨学金については、従来より返済が困難な奨学生については、返済猶予措置を講じています。

(3) 人権侵害等に関する取り組み強化について

<継続>

① 差別的言動の解消に向けて

大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例が施行されているものの、ヘイトスピーチをはじめとする差別行為は無くなっていないことから、あらゆる差別の解消に向け SNS やインターネット上に氾濫する差別の実態を把握するとともに、差別解消に向けた具体的施策を講じること。さらには、無意識による無理解や偏見による言動も差別に繋がることから、人権意識の向上へ向けた周知をおこなうこと。

回答：人権推進課

大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例が令和元年 11 月 1 日に施行され、ヘイトスピーチや差別的言動は許されないことと認識しております。

当市の取り組みといたしましては、ヘイトスピーチを許さないことを明記したポスターの常設掲示や「柏原市平和展」などの各イベント時に啓発ポスターを掲示して啓発しております。また、インターネット上における差別的な書き込みに対するモニタリングを行い、必要に応じて削除要請を行っております。

今後もヘイトスピーチを含めた差別行為がなくなるように周知・啓発活動を行ってまいります。

<継続>

② 多様な価値観を認め合う社会の実現に向けて【パートナーシップ条例未設置】

LGBT等のセクシュアル・マイノリティに対する偏見、差別が根強くあるのは、SOGI（性的指向と性自認）に対する社会の理解が進んでいないことが原因である。「性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」に基づき、人権問題として多様な価値観を認め合うことが必要であり、そうした理解を深めるために、行政・市民一体となって意識変革啓発活動に取り組むこと。合わせて 2017 年 3 月に策定された「性的マイノリティの人権問題についての理解増進に向けた取組」の推進を図ること。また、「大

阪府パートナーシップ宣誓証明制度」に続き、各市町村においても条例設置をめざすこと。

回答：人権推進課

当市の取り組みといたしましては、「人権を考える市民の集い」、市民大学講座及び市職員や団体職員向けの研修等でセクシュアル・マイノリティをテーマに含めて啓発しております。

また、令和2年1月22日「大阪府パートナーシップ宣誓制度」が開始されたことを受け、庁内で「大阪府パートナーシップ宣誓書受領証」をお持ちの方へ提供可能なサービスの有無の調査を行っております。今後も関係課と制度の利活用を協議検討してまいります。

< 継続 >

③就職差別の撤廃・部落差別の解消に向けて

いまだ就職差別については根が深い問題であることから、公正採用選考人権啓発推進員のさらなる拡充により、企業への指導を強化すること。また、応募用紙については「統一応募用紙」「厚生労働省履歴書様式例（2021年策定）」の使用や面接時における不適切な質問を行わないように企業や関連団体等に対して周知徹底すること。加えて部落差別解消法について市民に広く周知はもとより、就職を控えた若年層への就業前教育等で徹底し、あらゆる差別撤廃に向けた施策を講じること。

回答：人権推進課

当市におきましては、柏原市企業人権連絡協議会を通じて、校正採用選考人権啓発推進員についての研修案内や、「統一応募用紙」「厚生労働省履歴書様式例（2021年策定）」についてお知らせを送付しております。また、広報6月号では就職差別撤廃月間の周知・啓発記事の掲載など引き続き企業へ働きかけてまいります。

部落差別解消推進法の周知につきましては、市内各所でのポスターの掲示やイベントなどによる周知・啓発活動に引き続き取り組んでまいります。

< 新規 >

(4) 財政状況の健全化について

新型コロナウイルス感染症拡大が長期化する中、感染症対策の強化や感染拡大防止のための措置などによって、各市町村の財政状況が住民サービスに影響を与えるような事態に陥っていないか財政状況を明らかにするとともに、大阪府に対して必要な財政支援を強力で求めること。

回答：財政課

令和2年度については、感染症対策に係る経費について、国及び大阪府より補助金が交付されたこと、及び、感染拡大防止のために中止・延期した各種事業に係る一般財源を活用したことから、財政調整基金の取り崩しを行うことなく住民サービスを提供することができております。

令和3年度についても同様に国及び大阪府より補助金が交付される見込みですが、この中には補助率が100%ではなく市の負担が発生するものもあります。現時点でこの市負担が住民サービスに大きく影響を与えるような事態には陥ってはい

ないものの、今後の感染状況によっては、財政調整基金を財源として対策事業を実施することとなり、その場合、長期的には住民サービスへの影響が出ることを懸念しているところであります。

このため、今後も国及び大阪府の動向を注視し、必要に応じて感染症対策に係る財政支援を要望してまいります。

<新規>

(5) 行政におけるデジタル化の推進について

新型コロナウイルス感染症拡大の影響によって支援の迅速化が求められていることから、行政によるデジタル化の推進を強力に推し進める事により、手続きの簡素化や迅速化を図るデジタルセーフティーネットの構築を目指すこと。また、デジタル化の推進に伴う情報格差の解消に向けても取り組むこと。さらには、行政が主催する会議体については、参集と併用してオンラインによる参加を可能とする体制を整備すること。

回答：デジタル推進課

国が進めるデジタル社会の実現に向けた改革の基本方針に基づき、自治体DX推進計画の重点取り組み項目の一つである自治体行政手続きのオンライン化を進めてまいります。具体的には令和4年度末を目標に、マイナポータルからマイナンバーカードを用いて行政手続きが行えるよう、システム導入を実施する予定です。

情報格差の解消については先進自治体の取り組み事例などを調査・研究の上、取組を進めてまいります。

インターネット回線を利用したいいわゆるWeb会議の実施につきましては、令和2年度において新型コロナウイルス対策のための臨時交付金を活用して市内各拠点にインターネット通信環境の整備及び会議開催のためのライセンス導入を実施済みであり、今後はより多くの方が参加できるよう活用してまいります。

<継続>

(6) 投票率向上に向けた環境整備について

投票者の利便性と投票率向上の観点から、頻繁に人の往来がある施設に投票所（期日前投票も含む）を設置すること。また、共通投票所の設置拡大ならびに期日前投票の投票時間の弾力的な設定に努めるとともに、施設側からの投票所設置に伴う公募を行うこと。加えて、投開票の簡素化・効率化、疑問票の削減、障がい者の投票参加の拡大などの観点から、投票方法を自書式から記号式に改め、不在者投票手続きについて郵送に代わるしくみを検討すること。

回答：行政委員会

投票所（期日前投票所も含む）の設置及び施設側からの投票所設置に伴う公募を行うことにつきまして、本市では26の投票所を設けており、投票所数は近隣市と比べましても人口当りでは多く、投票所の増設は予定しておりません。しかし、選挙人の利便性の観点から、また選挙人の混雑緩和のため、投票のスペースを確保できる場所へと投票所の移動を検討しております。

また、共通投票所の設置拡大及び期日前投票の投票時間の弾力的な設定につきまして、投票率の向上及び投票環境の整備を図るため検討しておりますが、二重投票防止のためのネットワークの構築、事務従事者等の確保及び人件費等の問題がありますので、今後も実施市区町村の状況を参考に引き続き検討してまいりたいと考え

ております。

投票方法を自書式から記号式に改めることにつきまして、投票用紙の大きさの制限から、候補者が少ないと思われる市長選挙で実施されている実例があります。しかし、記号式で投票できるのは、選挙期日のみで、期日前投票、不在者投票等は自書式となっております。期日前投票をする選挙人が増加する中で、選挙期日の投票のみを記号式に改めるメリットは少ないと考えております。

また、不在者投票手続きにつきましては、公職選挙法施行令第50条において、「直接に、又は郵便等をもって」と規定されておりますので、郵送に代わるしくみはないと考えております。

5. 環境・食料・消費者施策【6項目】

<継続>

(1) 食品ロス削減対策の効果的な推進に向けて (★)

食品ロス削減にむけて「大阪府食品ロス削減推進計画」を広く市民へ周知いただくとともに、「おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度」による「パートナーシップ事業者」を拡大していくため、外食産業をはじめとする食品関連事業者に積極的な働きかけを行うこと。また、市民に対し「食べ残しゼロ」を目的にした「3010運動」については、コロナ禍において運動の広がりが困難であるが、アフターコロナに向けて引き続き効果的な啓発活動を実施するとともに、「食べきり」を促進することに併せ、食品ロスを無くすための「持ち帰り」を基本とする環境整備を進めること。また、コロナの影響で農作物の破棄も見受けられることから、有効に活用できる方策も検討すること。

回答：環境対策課

3010運動については、今年度に啓発ポスターの掲示を市内事業所に協力依頼しており、着実に啓発を進めていますが、昨今のコロナ過の状況を鑑みて、当面の間条例制定等の積極的な施策に関しては慎重になるべきと思われます。

<継続>

(2) フードバンク活動の課題解決と普及促進について

2019年5月に成立した「食品ロス削減推進法」に則り、フードバンクに対する具体的な支援を行っていくこと。また、コロナ渦におけるフードバンク活動団体が抱える課題を解決するための相談窓口や活動の関係者で構成する協議体の設置を検討すること。加えて、活動に対する社会的認知を高めるための啓発を強化すること。

回答：福祉総務課

当市では、社会福祉協議会が中心となり、地域住民から余剰食品や日用品を募り、生活困窮者等の支援に役立てる、フードドライブ活動を行っています。活動にあたっては、社会福祉協議会と各種相談窓口との連携を密にするとともに、当市ウェブサイト等を通じて活動を周知するなど、事業協力を行ってまいります。

<継続>

(3) 消費者教育としての悪質クレーム（カスタマーハラスメント）対策について

「サービス等を提供する側と受ける側がともに尊重される消費社会」の実現をめざし、一部の消費者による一般常識を超えた不当な要求や、異常な態様の要求行為等の悪質クレーム（カスタマーハラスメント）の抑止・撲滅を推進すること。具体的な取り組みとしては、市町村独自の判断基準の策定を行うとともに、消費者に倫理的な行動を促すための啓発活動や消費者教育を行うこと。

回答：産業振興課

当市における現在の啓発活動や消費者教育として、敬老の日の高齢者福祉大会開催に合わせ、高齢者の方を対象にした消費生活啓発講演会を実施し、また市ウェブサイトや広報誌等で、よくある消費者トラブル等を定期的に情報提供しています。こうした既存の取り組みの中に悪質クレーム（カスタマーハラスメント）対策を組み込み、消費者保護だけでなく、消費者に倫理的な行動を促すための啓発活動や消費者教育となるよう取り組んでまいります。

<継続>

(4) 特殊詐欺被害の未然防止の対策強化について

大阪府域では、高齢者等が狙われる特殊詐欺の被害が多発しており、未然防止対策の強化が求められる。特殊詐欺の新たな手口や形態を把握し、消費者に対する迅速な情報提供や注意喚起を効果的に行うこと。新型コロナウイルス感染症拡大に乗じた特殊詐欺が発生しており、新たな手口への注意喚起を積極的に行うこと。また、特殊詐欺被害を防ぐための「自動通話録音機」の無償貸し出しや、詐欺対策機能の備わった電話機の購入補助等の対策を実施すること。

回答：高齢介護課

特殊詐欺被害防止のため、高齢者に対する啓発活動を地域包括支援センターと連携し、行ってまいります。また、高齢者へ自動通話録音機の無償貸し出しを行っております。

<新規>

(5) 「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」と

その実践に向けた産業界との連携強化について

「2050年カーボンニュートラル」の実現に向け、すでに「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」が進むよう取り組むこと。とりわけ、政府の「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」が供給側の取り組みを中心としていることから、住民など需要側の行動を促す意識喚起の取り組みを積極的に進めていくこと。さらには、「大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」で示した2030年に向けて取り組む項目について大阪府と連携するとともに、市民・事業者への周知を行うこと。また、グリーン成長戦略で実行計画が策定されている14分野を中心に、産業界との情報交換・意見交換を強化し、地元の事業所における取り組みの推進状況、今後の推進計画などに関して広く共有化を図り、規制の見直しなどを含めて、地方自治体として必要な支援を強化していくこと。

回答：環境対策課・産業振興課

大阪府では、2021年3月に地球温暖化防止実行計画（区域施策編）を策定されました。カーボンニュートラルの実現のため、2030年に向けて取り組む項目が掲げられています。当市としましても、大阪府の計画に沿って、連携しながら、市民や事業者への周知を行うとともに、産業部門とも連携をしながら推進してまいります。

<新規>

(6) 再生可能エネルギーの導入促進について

再生可能エネルギーの導入促進にあたって、条例を整備し調査コスト・開発リスクに対する各種補助金の充実を図るとともに、再生可能エネルギーを効率的に利用するために、高効率・大容量の蓄電が可能となる技術開発や、スマートグリッドの構築を支援するしくみを構築すること。

回答：環境対策課

前述の大阪府の地球温暖化防止実行計画（区域施策編）で、2030年に向けて取り組む項目に技術革新に関することも掲げられていることから、大阪府と連携しながら取組みを推進してまいります。

6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策【11項目】

<継続>

(1) 交通バリアフリーの整備促進について

公共交通機関（鉄道駅・空港等）のバリアフリー化促進と安全対策の充実のため、駅のエレベーターやエスカレーターの設置が進められている。これら設備の維持管理・更新費用に対する財政支援措置を行うこと。特に、設置後の補修等の財政的補助について検討すること。

回答：都市政策課

当市においては、交通バリアフリー基本構想やバリアフリー基本構想を策定し、乗降客数が一日当たり3千人以上の駅について、エレベーターやスロープ設置などのバリアフリー化を進めており、これらの設備の設置の際、事業者に対して財政支援を行っています。

維持管理・更新費用については、現時点で財政支援措置は検討していませんが、今後、必要に応じて検討してまいります。

<継続>

(2) 安全対策の向上に向けて

鉄道駅の転落事故等を防止するためのホームドア・可動式ホーム柵の設置がさらに促進されるよう、利用者10万人未満の駅に設置する費用に対する助成や税制減免措置等の財政措置の拡充・延長、設置後の補修について助成を行うこと。また、高齢者や障がい者の方への介助については交通事業者に委ねられているが、結果として事業者の人的負担も増加していることから、市町村や民間、地域の協力を得ながら「社会全体で交通弱者を含めた利用者の安全を確保し、支えていく仕組み」について検討すること。

回答：都市政策課

当市においては、交通バリアフリー基本構想やバリアフリー基本構想を策定し、乗降客数が一日当たり 3 千人以上の駅について、エレベーターやスロープ設置などのバリアフリー化を進めており、これらの設備の設置の際、事業者に対して財政支援を行っています。

ホームドア・可動式ホーム柵の設置については、現時点で財政支援措置は検討していませんが、今後、必要に応じて検討してまいります。

また、ソフト対策についても、今後、必要に応じて検討してまいります。

<継続>

(3) キッズゾーンの設置に向けて

保育中の子どもや通学中の児童や保育士が巻き込まれる事故が多発している。防止するため、保育施設周辺の道路に「キッズゾーン」の設置や危険カ所がないか総点検を実施するとともに、安全確保のため、ガードレールの設置が求められていることから、危険カ所から優先して未設置の所は早期の設置を行う事。あわせて、歩行帯、横断歩道、ガードレール、信号などのメンテナンスも行う事。

回答：交通政策課

令和元年度に発生しました大津市での園児に対する事故に伴い、当市の関係部署及び柏原警察署と連携し、市内全園(所)から提出されました、未就学児が日常的に集団で移動する経路(散歩道)の危険箇所について総点検を実施しました。

令和3年度で90%以上の安全対策が完了する予定となっております。

キッズゾーンの設置につきましては、柏原西保育所の半径500mを当市のモデルケースとして設置しておりますが、今後は国の動向等を見据えながら設置について検討してまいります。

<継続>

(4) 防災・減災対策の充実・徹底について (★)

市町村が作成しているハザードマップや防災マニュアル等を効果的に活用して、避難場所の把握や防災用品の準備等自助・共助の視点のもと、市民が具体的な災害対策に取り組むよう、積極的・継続的な啓発活動を実施するとともに、精度の高い情報収集に基づく伝達体制を構築すること。加えて、被害を低減させるための施設・装備を充実し、コロナ禍でも災害発生時に機能する医療体制を整備・強化すること。また、「避難行動要支援者名簿」の更新や、発災時を想定した避難行動、地域住民や事業者とも連携した具体的な訓練等を行うこと。さらに、災害発生時における情報提供ツールのホームページについて、見やすくわかりやすい様に工夫を行うこと。加えて、コロナ禍における新たな防災計画を策定し、それぞれの状況に応じて感染拡大期・安定期・終息期に分けて具体的に示すこと

回答：危機管理課・障害福祉課・高齢介護課

防災・減災対策としまして、各地域で実施される自主防災訓練において、避難行動のあり方や避難のタイミングについて、ハザードマップを活用した周知啓発を行

うとともに、確実に避難情報を伝達できるよう、防災行政無線に係る電話応答サービスを新たに開始し、避難情報の聞き逃し防止を図るなど、市民が安全に避難できる体制の強化を図っております。

避難行動要支援者名簿については、福祉部局において要支援者本人の情報を随時更新するなど計画的に見直しを行うとともに、避難支援者等関係者づくりや避難における個別計画等については、配慮を行いつつ慎重に進めてまいります。

さらには、現在のコロナ禍における防災対策としまして、避難所運営マニュアル（感染症対策編）を作成するとともに、ルームテント、段ボールベッド、パーティションといった感染症対策備品の避難所への配備や、感染症対策を踏まえた避難所運営演習を実施するなど、住民が新型コロナウイルスによる感染を恐れて避難行動を躊躇することがないよう取組みを進めてまいります。

<継続>

(5) 地震発生時における初期初動体制について

南海トラフ地震の発生が懸念されているが、地震発生時においては、初期初動体制が極めて重要である。各自治体においては、有期・短時間・契約・派遣等で働く職員が多くを占めていることから、緊急時に十分な対応ができるよう人員体制を確保すること。また、震災発生においては交通機関が麻痺していることから、勤務地にこだわらず職員の自宅から最寄りの自治体に出勤し対応にあたる等、柔軟に対応できるよう日常的に市町村間の連携を行えるよう、近隣自治体に働きかけを行うこと。また、企業・住民への日頃の防災意識の啓発と、災害ボランティアセンターなどとの連携など、いつ発生するともわからない災害への対策を強化すること。

回答：危機管理課

地震発生時の初動体制については、柏原市職員初動マニュアルに基づき、正職員による配備体制での対応となります。職員は、本人及び家族等の安全が確保された場合は速やかに参集し、災害対応や避難所設営に従事するものとしております。

交通機関の麻痺等で参集できない場合に自宅最寄り自治体での対応にあたることなどにつきましては、災害の規模により対応も大きく異なるものと考えますが、まずは職員の安否確認を含め状況連絡を職場へ報告するものとし、その後は災害の状況に合わせて初動対応を取ることが望ましいと考えております。

<継続>

(6) 集中豪雨等風水害の被害防止対策について (★)

<継続>

① 災害危険箇所の見直し及び防災意識の向上と啓発について

予測不可能な風水害が頻繁に起こり、予想以上の被害が発生している。災害の未然防止のための斜面崩壊、堤防決壊等への対策が非常に重要であることから、すでに整備済みであっても、危険度が高いとみられる地域の未然防止の観点からも日頃の点検や対策を講じること。また、災害がより発生しやすい箇所を特定し、森林整備等の維持・管理を重点的に行うこと。加えて、住民の資産に影響を及ぼす可能性のある情報の提供について、地域

の実情を踏まえ慎重かつ確実に実施するとともに、必要に応じてハザードマップの見直し点検を行いながら、一層の周知・広報を行い、日頃の防災意識が高まるよう取り組むこと。

回答：危機管理課

想定を上回る災害は常に発生するという認識のもと、河川及び土砂災害などによるハード面の整備については、今後も国や府に要望を行い、対策を講じていただくこととし、地域住民からこれまでに災害が発生した場所や状況を聴き取り、ハザードマップに情報を反映させるなど、ソフト面となる的確な避難行動に繋がる取組みを進め、住民の防災意識の向上を図ってまいります。

<継続>

②災害被害拡大の防止について

大型台風等大規模自然災害発生時における安全確保の観点から、事業活動を休止する基準の設定等必要な仕組みを整備するとともに、市民への制度の周知・理解促進を図ること。さらに災害発生時には市民に不安を与えない様コロナ対策を行った上での対応を行うこと。

回答：危機管理課

通勤・通学時間帯での災害発生により、出勤・帰宅抑制が機能しなかった場合には、ターミナル駅等で多くの滞留者が発生することが予想され、大阪府や鉄道事業者と連携して、一時避難場所の開設など帰宅困難者対策を行ってまいります。また、一時避難場所の開設・運営に際しては、新型コロナウイルス感染症対策をしっかりと踏まえ、二次的災害が発生しないよう努めてまいります。

<新規>

(7)激甚災害時における公共交通機関の早期復旧に向けた取り組み

自然災害による鉄道被災は、鉄道用地外からの土砂・倒木流入や河岸崩壊などによって被害が拡大する事例が多く、こうした複合災害により発生した鉄道被災に際しては、復旧を事業者任せにすることなく、治山・治水事業とあわせた一体的・包括的な対応を、国及び市町村が責任を持って進めるよう関係機関に働きかけること。また、鉄道の早期復旧にむけてより密接に事業者や地権者といった関係主体との連携を積極的に図ること。

回答：都市管理課

治水事業につきましては、国及び大和川河川事務所に対し、大和川水系河川整備計画に基づいた治水施設の早期整備の推進を働きかけるとともに協力を図ってまいります。

なお、被災時には、公共交通機関の早期復旧に向け、大阪府をはじめ、関係機関との連携を図ってまいります。

<継続>

(8)公共交通機関での暴力行為の防止とその対策について

鉄道係員に対する暴力行為の件数は、高止まりという状況であり、お客様トラブル事象

やカスタマーハラスメントに分類されるような事象も数多くある。働く者の安全・安心の確保のためにも、公共交通の利用促進とともに、利用者側のマナーやモラルといった部分に対する理解促進を図ることから、事業者によるさまざまなキャンペーン等の取り組みも進められているが、行政として「公共交通の安全安心な利用」に向けた啓発活動の強化等の対策を講じること。また、駅構内や車内での巡回・監視等の防犯体制のさらなる強化を図るとともに、公共交通機関の事業者が独自で行う施策（防犯カメラの設置や警備員の配置等）への費用補助等の支援措置を早急に検討すること。

回答：交通政策課

市独自で駅構内や電車内の防犯カメラの設置や警備員の配置等の費用補助等の支援措置は困難でございますが、公共交通機関の事業者からポスターの掲示等啓発協力の依頼があった場合は、積極的に協力してまいりたいと考えております。

<継続>

(9) 交通弱者の支援強化に向けて

誰もが買い物ができ、医療・介護、各種行政サービス等が受けられるよう、地域の実態を調査し、その結果を踏まえて、シェアリングエコノミーや移動手段の確立、移動販売や商業施設の開設・運営への支援等、必要な対策を推進すること。「大阪スマートシティパートナーズフォーラム」による取り組みの効果の検証を行うこと。

回答：交通政策課

市事業として公共施設循環福祉バス「きらめき号」を運行しており、高齢者・障害者等の外出促進を図っております。

また、交通空白地域等の問題に対応するため、今年度8月に機構改革で「交通政策課」を組織しました。

今後、交通弱者の支援に向けて、当市の公共交通のあり方について研究を重ねてまいりたいと考えております。

<継続>

(10) 持続可能な水道事業の実現に向けて

持続可能な水道事業の実現のため、水道事業体における専門性を有する人材の確保・育成、技術継承および水道の基盤強化のための労働環境改善に向けた取り組みを行うこと。また、水道の基盤強化のための施策を検討する場合には、当該施策のメリットだけでなく、デメリットやリスクについても正しく地域住民に説明すること。加えて、民間事業者に水道施設運営権（コンセッション）を設定する場合であっても、当該民間事業者の透明性を確保し、受益者である住民の合意を得ることなく、安易に水質低下や水道料金の値上げを行うことのない仕組みを担保すること。

回答：経営総務課

現在、当市水道事業におきましては、水道事業の目指すべき将来像とその実現方策などを示す柏原市水道事業ビジョン（2019-2028）を策定しております。この柏原市水道事業ビジョンなどを通して水道事業の施策等をお示しし、持続可能な水道事

業の実現に向けて事業を運営してまいります。

7. 新型コロナウイルス感染症対策関連施策【13項目】

(1) 感染拡大防止に向けた対策強化について（★）

<継続>

① 医療提供体制の強化について

新型コロナウイルス感染症による医療崩壊を生じさせないため、重症病床をはじめとした新型コロナウイルス感染症患者の受け入れのみならず、一般医療に制限をかけることのない医療提供体制を整備すること。加えて、中等症病床にて重症者の治療が可能となるよう高度な医療機器の増備を行うこと。また、当面の病床確保のみならず、新たな感染症の拡大などの緊急時に耐える医療人材の確保や、公・民の医療機関による連携を強化するよう大阪府へ求めること。

回答：医事総務課・健康づくり課

新型コロナウイルス感染症の対応については、大阪府や保健所と協力し、公立病院として地域の要請に応えることの出来る医療体制の維持・構築に取り組んでまいります。

<継続>

② 感染者受け入れ体制の強化について

新型コロナウイルス感染者を受け入れる療養施設（ホテル等）は、自宅療養を必要とする特別な事情を要する患者を除き、受け入れを可能とする十分な確保を行うこと。また、宿泊患者の急な容体悪化に迅速に対応するため、医師の配置や医療機関との連携を強化すること。さらには運営上の課題に対する相談窓口の設置をおこなうとともに、運営する施設の従業員に対する感染防止対策に掛かる費用を負担すること。

回答：健康づくり課

新型コロナウイルス感染者の宿泊施設及び自宅療養の対応については、所管である藤井寺保健所が総合的判断して、受け入れ体制の人員配置や感染対策等を実施しています。今後の感染状況の動向に注視しつつ、国や大阪府からの要請に基づき、対応を検討してまいります。

<継続>

③ PCR検査の拡充について

新たな感染拡大の予兆を掴み、拡大を未然に防止するためにもワクチン接種と並行しながら、PCR検査等の検査体制を拡充するとともに、濃厚接触者に指定された者の検査を確実にを行うこと。また、過去にクラスターが頻繁に発生している医療機関、高齢者施設、保育所、福祉施設等については、定期的な検査を行うなどクラスター発生を未然に防止する措置を強力に推し進めること。さらには、無症状者による感染拡大を防止するためにも、感染リスクの高い対面での業務を行っている労働者に対して、希望する労働者が簡便に検査を受けることが可能な体制を整えること。

回答：健康づくり課

今後、新たな感染拡大及びクラスターの発生に備え、引き続きワクチン接種の体制確保に努め、また濃厚接触者に指定された方については検査が確実にできるよう大阪府と連携してまいります。

また対面での業務を行っておられるなどの感染リスクの高い方が円滑にPCR検査を受けていただくことができるよう検査医療機関等の情報提供に努めてまいります。

<新規>

④感染防止のための支援拡充について

医療機関、高齢者施設、学校、保育所、対面サービス業のみならず、さまざまな事業所が感染防止のためにマスクや消毒液など物資の購入や換気設備の設置を行っている。さらに、公共交通機関（電車・バス・タクシー）は抗ウイルス・抗菌施工等を実施している。このような感染防止対策に係わる費用の助成を行うこと。また、通勤、オフィスワークにおける感染防止のため、時差出勤やテレワークを導入する事業所に対して、自治体としての指針を示すとともに、中小企業など労務管理が脆弱な事業所に対する相談窓口を設置し体制整備を強化すること。

回答：産業振興課

当市では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、大阪府感染防止認証ゴールドステッカー認証制度実施要綱に基づき、感染拡大防止を図りながら事業継続に取り組む事業者を支援するため「柏原市感染防止認証店支援金」を交付しております。その他につきましては、今後の様々な状況を勘案の上、対応を検討してまいります。

<新規>

⑤緊急事態宣言等の発令に伴う説明と周知について

緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の発令に伴う感染拡大防止の効果を発揮し、事態を収束するためには、意識と行動変容を促し、意義と目的を共有することが重要であることから、市民へ客観的根拠に基づく丁寧な説明とメッセージの発信を行うこと。

回答：危機管理課・健康づくり課

緊急事態宣言等の発令に伴う住民への周知・啓発につきましては、市ウェブサイトによる広報をはじめ、市防災行政無線による啓発放送や市広報車による巡回を行っております。

今後につきましても、市域における感染拡大状況をよく踏まえ、住民へ周知・啓発を行ってまいります。

<新規>

⑥ワクチン接種体制の強化について①

ワクチン接種が迅速かつ計画的に確実に行われるよう、必要な支援を大阪府へ求めるとともに、国に対して計画通りのワクチン供給ができるよう連携を強化すること。また、副反応情報などの確実な情報収集と市民に対する正確な情報提供を行うこと。

回答：健康づくり課

当市の新型コロナワクチンの接種体制を確保するためには、ワクチン供給の見通しが不可欠であることから、大阪府を通じて具体的な供給量を迅速に情報提供するよう求めています。

また、副反応情報も含め必要な情報を発信することで、市民の方に安心して接種いただけるよう努めてまいります。

<新規>

⑦ワクチン接種体制の強化について②

ワクチンの異物混入及び保管状態により接種できないといったケースや3・4回接種した人もいるとのことだが、ワクチンの受入れ及び保管体制や、接種管理状況について各市町村の防止対策はどうなっているのか。また、ワクチン接種が重症化リスクの低減に効果が認められていることから、国は今後出現しうる変異株への懸念などを考慮して「ブースター接種」を了承し、まず、医療従事者や高齢者に接種を開始するとしている。各市町村は「ブースター接種」に対する考え方及び対応をどう考えているのか。

回答：健康づくり課

現在供給されていますワクチンについては、大阪府と連携し温度管理等を含め厳重な受入れ及び保管体制をとっており、接種前には、ワクチンだけでなく、針・シリンジについても不具合がないか目視によるチェックを行っています。

また接種管理状況については、当市の予防接種台帳システム及び国のワクチン接種記録システム（VRS）により、市民の接種状況を管理しています。

今後、国が示しています「ブースター接種」についても、感染拡大防止と重症化予防のため、対象となった方に対し、円滑に接種ができるよう接種体制を確保してまいります。

<新規>

⑧保健所機能の強化について

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、保健所（保健センター）に求められる役割は多岐に渡り、職員の過重労働が深刻な状況となっている。また、公衆衛生活動の拠点としての役割と当面の新型コロナウイルス感染症対策や新たな感染症など、緊急時においても対応が可能となる職員を増員し、予算措置とともに継続的な体制整備・支援を行うこと。

回答：人事課・健康づくり課

保健センターでは公衆衛生担当部署として、既存業務に加えて、現在、新型コロナウイルス感染症に纏わる相談業務やワクチン接種、関係機関との連絡調整等を併せて遂行しているところで、スタッフの増員の他、多数の職員配置が必要なワクチン集団接種等について庁内に設置したプロジェクトチームを活用するなど、組織横断的に対応する体制を取ってまいりました。新型コロナウイルスの感染は予断を許さない状況が続いておりますが、引き続き担当部署の実情及び感染状況を踏まえながら組織的協力体制の整備を進めてまいりたいと考えております。

<継続>

⑨感染者等への誹謗中傷やパワハラ・差別的扱いの禁止について

医療従事者はもとより、エッセンシャルワーカーや感染者などへの差別的発言や SNS を利用した誹謗中傷などを根絶するため、広く市民に対して啓発活動を行うこと。また、差別的発言に至る背景には、情報の不足による不安や偏見があることから、正確かつ迅速な情報発信をより一層強化すること。さらには、ワクチン接種は自己の判断によるものであり、同調圧力による接種の強制や、接種しない者への差別的発言や不利益な扱いを行わないよう広く市民に対する啓発活動を行うこと。

回答：人権推進課

いわゆる「コロナ差別」については、感染者やその家族、医療従事者など特定の人々に対する差別、偏見、誹謗中傷をやめ正しい理解を持つよう、市内主要施設、病院及び事業所へのポスターの掲示や市役所内のデジタルサイネージへの掲出による啓発、市の広報での記事掲載、ウェブサイト上で市長メッセージを発信するなどして周知・啓発しております。

(2) 新型コロナウイルス感染症対策に関する支援の強化について (★)

<新規>

①雇用調整助成金特例措置の継続について

雇用調整助成金の特例措置は雇用の維持に重要な役割を担っており、打ち切りや減額を行うことは失業者の増加に繋がり得ること、さらには、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金についても、事業所より休業手当の支払いを受けることが出来なかった労働者にとって、生活を維持するためには必要不可欠な制度であることから、それぞれ新型コロナウイルス感染症による影響が沈静化するまで継続すること。また、財源については新型コロナウイルス感染症対策として一般会計より支出するよう、国に対して強力に働きかけること。

回答：産業振興課

今後の様々な状況を勘案の上、対応を検討してまいります。

<新規>

②新型コロナウイルス感染症拡大における各種支援制度の支給迅速化について

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響により、雇用調整助成金や事業所を対象とした営業時間短縮等協力金、個人を対象とした休業支援金など、さまざまな支援制度については、支援を必要とする者が確実に支援を受けることができるよう認知度を高める取り組みを強化するとともに、支給の迅速化へ向けた体制を整備すること。

回答：産業振興課

さまざまな支援制度については、市ウェブサイト、広報誌、SNS等で周知しているほか、柏原市事業所情報サイト「柏原・まち・ひと・しごと.net」においても周知を図っております。また当市における支援金につきましては、申請を簡略化し、支給の迅速化に努めてまいります。

<新規>

③生活困窮者への支援について

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により失業・休業を余儀なくされた生活困窮者が増加していることから、支援金を拡充するとともに生活相談者自立支援の相談窓口を充実させること。特にシングルマザーをはじめとする「ひとり親」家庭に対する支援を強化すること。また、住居確保給付金の12カ月を超えたさらなる延長や、緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付における返済の据置期間の延長など、実効性ある支援を国に対して求めること。さらには、現行の支援制度の活用状況を検証し、支援を必要とする者に確実に届くよう認知度を高める取り組みを行うとともに、活用の進んでいない支援制度の活用促進へ向け取り組むこと。加えて、複雑な手続きが制度の利用を妨げることをないように手続きを簡素化すること。

回答：福祉総務課

当市の生活困窮者相談窓口では、従来の就労支援や家計改善支援に加え、新型コロナウイルス感染症の影響を受け生活困窮されている方が、国等の支援策をスムーズに利用できるよう利用・申請支援に取り組んでいます。また、ひとり親家庭の支援を所管する部署をはじめ、高齢者福祉・障害者福祉さまざまな部門が参加する支援会議を開催し、各部門が連携して包括的な支援を実現できるよう取り組んでまいります。

また生活困窮者が自立した生活を回復するのに実効性のある支援策を、国等に対して要望してまいります。

<新規>

④事業所支援の拡充について

新型コロナウイルス感染症の影響により、飲食・観光業のみならずサプライチェーンで連なる事業所や、対面サービス業、さらには人流を抑制することによって危機に陥っている産業などさまざまであり、企業の経営努力のみで補え切れるものではないことから、新たな支援制度や補助金の創設など国に対して求めること。

回答：産業振興課

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、12月より、大阪府感染防止認証ゴールドステッカー認証制度実施要綱に基づき、感染拡大防止を図りながら事業継続に取り組む事業者を支援するため「柏原市感染防止認証店支援金」を交付するほか、国の月次支援金または持続化補助金・ものづくり補助金・IT導入補助金の低感染リスク型ビジネス枠の給付要件を満たし、給付の決定を受けた事業者に対して「柏原市月次支援金等受給者応援金」を交付しており、事業者支援に努めてまいります。